公　告

　次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

　　令和6年12月19日

大分県知事　　佐　藤　　樹　一　郎

１　競争入札に付する事項

1. 調達をする業務の種類

　 県立学校ｉＰａｄ修繕業務契約

1. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（日）まで

1. 業務内容

　　　 「県立学校ｉＰａｄ修繕業務仕様書」のとおり

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

　⑴　大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者（大分県が発注する物品等の調達、受払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和４年大分県告示第519号）附則第４項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　この公告の日から開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

⑷　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員が役員となっている事業者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　契約に関する事務を担当する部局の名称

　 大分県教育庁教育デジタル改革室

〒870-8503　大分市府内町３丁目10番１号　大分県庁舎本館12会議室

　電話 097-506-5441

　　FAX　097-506-1831

MAIL　a31070@pref.oita.lg.jp

４　契約条項を示す場所及び日時

1. 場所　大分県ホームページ　<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>●●.html
2. 日時　令和7年12月19日（木）から令和7年1月9日（木）までの午前９時から午後５時15分まで

５　入札説明書の交付場所及び日時

　　４に同じ。

６　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

　⑴　使用言語　日本語

　⑵　通　　貨　日本国通貨

７　入札書の提出場所及び提出日時

1. 提出場所 大分県庁舎本館1階　12会議室

〒870－8501　大分市大手町３丁目１番１号

　⑵　提出日時　令和7年1月10日（金）午前11時30分

　　　　　　　　※郵送による入札は認めない。

※県の外来者用駐車場は利用できないため、公共交通機関または有料駐車場等を利用すること。

※入札書は封筒に入れ、封筒の表面に宛名、入札件名を記入すること。

８　開札の場所及び日時等

1. 開札場所 大分県庁舎本館1階　12会議室

郵便番号870-8501　大分市大手町3丁目1番1号

1. 日　　時 令和7年1月10日（金）午前11時30分

　⑶　再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。

９　入札保証金に関する事項

　　大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第３項第２号の規定により免除とする。

10　契約保証金に関する事項

　　大分県契約事務規則第５条第３項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

11　入札の無効

　　大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

　　なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

　⑴　金額の記載がないもの

　⑵　入札に関する条件に違反したもの

　⑶　入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

　⑷　入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

12　最低制限価格に関する事項

設定しない。

13　落札者の決定の方法

1. 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

　　項目ごとに最低価格を入札した者が異なる場合は、以下の通りで落札者を決める。

1. 提示された金額に令和6年度（10月時点）の本県における修理依頼数を積算した価格の合計が最低の者を落札者とする

　　積算内訳

「通常故障（241台）水濡れ故障（1台）バッテリー故障（4台）手数料（246台）」

　⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

　⑶　落札しない場合は、再度入札を２回まで行う。

　⑷　３回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。

14　その他

　　その他の詳細は、入札説明書による。